

各務原市水道施設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱

(平成28年3月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市水道事業が発注する水道施設工事の請負契約に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の向上を図るため、入札及び契約に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 各務原市水道事業が発注する水道施設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表については、各務原市建設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱（平成16年3月26日決裁）第2条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第5条第1項第3号中「5,000万円未満」とあるのは「1,000万円未満」と、第9条第1項中「企画総務部契約経理課」とあるのは「水道部水道総務課」と読み替えるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。